

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、日田バス株式会社から令和8年3月26日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。

意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出

公示番号：九運公第9号

事案番号：大7廃19（日田バス株式会社）

イ 意見聴取の日時及び場所

令和8年8月24日（月）10時00分から

福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 会議室

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

【大分県】

大分県 企画振興部 交通政策局 地域交通・物流対策室長 松垣 安城

【日田市】

日田市 地域振興部 地域振興課長 小関 卓己

エ 陳述の要旨

【大分県】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（日田バス株式会社）との協議内容

日田市において、令和7年10月より路線廃止に伴う代替手段の検討を行い、令和8年5月22日、令和8年度第1回日田市地域公共交通確保維持協議会を開催し、路線廃止や代替交通手段の協議を実施している。

また、関係自治会等に対して、令和7年度で地域説明を実施されている。

(2) 自治体や住民等の意見

日田市が回答する。

(3) 路線廃止に対する代替交通

乗合デマンドタクシーにて代替。

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否

日田市の意向を尊重する。

【日田市】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（日田バス株式会社）との協議内容

◎運送事業者との協議

令和7年10月10日付けで、日田バス株式会社から運転士の不足を理由に、令和8年10月1日に路線を廃止する旨の申し入れが、日田市地域公共交通確保維持協議会に対し提出された。その後、令和7年10月24日開催の令和7年度第2回日田市地域公共交通確保維持協議会において、日田バス株式会社から、路線の廃止について各委員（公共交通関係者）に対しても説明がなされた。委員からは「バス会社の立場を考えると無理もない。代替交通の確保に期待したい」等の意見はあったが、路線の廃止に対し反対する意見は無かった。

◎日田市地域公共交通確保維持協議会

路線の廃止に関する報告 1回

代替交通の内容を含む利便増進実施計画の策定に関する報告・審議 4回

(2) 関係自治体の意見

◎関係自治体の意見

これまで運行費用の赤字を市が補填することで運行を維持してきたが、運転士不足の状況は深刻であり、赤字を補填しても運行の継続は困難な状況であることから、路線の廃止は致し方ない。地域住民の移動手段を確保するため、代替交通の整備に努めたい。

◎地域住民等からの意見

廃止路線の沿線の自治会に対し、路線の廃止及び代替交通に関する説明会を実施。

一部の住民からは、路線バスの継続を望む意見も聞かれたが、代替となるデマンド交通に対して概ね好意的な意見をいただいている。

(3) 路線廃止に対する代替交通

廃止路線の沿線の自治会を対象とした乗合デマンドタクシーを市が運行する。

運行開始日：令和8年9月24日

（代替交通の内容については、令和8年7月22日開催の令和8年度第2回日田市地域公共交通確保維持協議会において承認済み）

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否 …否

既に住民説明会等で、令和8年9月末で路線が廃止となることを伝えており、代替交通の開始日も、移行期間として1週間程度運行が重複するよう令和8年9月24日開始で調整しているため。